

「真庭市空家等除却事業費補助金」制度の概要

1. 空家とは

建築物又はこれに附属する工作物（例：畳、冷暖房機器等）で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいいます。

※建築物：屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）であり、これに附属する門、塀等も含まれます。

2. 使用がされていないことが常態

おおむね **1年以上** としています。

3. 敷地

空家等に含まれます。

4. 空家の状態は

国土交通省が定めたガイドラインの別紙1から別紙4に掲げる状態のもの

- ①「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」
- ②「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」
- ③「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」
- ④「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

又は、真庭市建築物耐震診断等事業で倒壊の危険があると判定されたもの

<①～④の状態の例>

- ・建築物が倒壊等するおそれがある。
- ・屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。
- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生がある。
- ・屋根、外壁等が落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
- ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
- ・敷地内にごみ等が散乱、山積みされたまま放置されている。
- ・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

上記事例の状態が空家としての状態として挙げられます。

5. 補助対象工事

- (1) **除却工事**：空家の建築物及びこれに附属する工作物の全部を撤去する工事
- (2) **応急措置**：地域の住民等に危害を及ぼす危険な状態を回避するための空家の建築物の一部のみの撤去、危険を及ぼす箇所のみの撤去などの工事

6. 補助対象者

- (1) 補助対象空家等の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳)に所有者(未登記の場合は納税義務者)として記録されている**個人**
- (2) (1)に規定する者の**相続人**
- (3) (1)又は(2)に規定する者から補助対象空家等の除却等について、**同意を受けた個人**
- (4) その他市長が認める者

※補助対象者は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 市税の滞納がない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)でないこと。

7. 補助金額

除却工事：補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限50万円）

応急措置：補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限10万円）

8. 解体する工事業者について

解体工事を施工する工事業者は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 市内施工業者(市内に本社、支社等として契約を締結することができる事務所がある工事業者)に限ります。
- (2) 建設業法に基づく土木一式工事業、建築一式工事業もしくは解体工事業に係る許可を受けた者又は工事費500万円未満に限り建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体工事業の登録を受けた者

9. 申請先等

この補助金の申請等は、原則として真庭市役所まちづくり推進課の窓口のみの受付となります。

真庭市役所 まちづくり推進課

所 在 地：真庭市久世2927番地2 真庭市役所2階

電話番号：0867-42-7781

10. 事前相談のお願い（必ず事前にご相談ください）

この補助金を申請される前に、真庭市役所 まちづくり推進課に必ずご相談ください。補助対象空家や申請者等の要件、提出書類等について説明させていただきます。

真庭市役所 まちづくり推進課に事前相談にお越しになる際には、前もって事前相談日時を電話にてご連絡いただくとともに、「真庭市空家等除却事業費補助金 事前相談票」に必要事項を記入いただき、事前相談時にご提出ください。

また、空家の現地確認により、補助対象となり得るか等を確認させていただきますので、現地確認にご同行いただくななどのご協力をお願いいたします。

11. スケジュール

申請者	市	申請者留意事項
市に事前相談	現地確認	・相談受付は、まちづくり推進課のみ
交付申請		・申請受付は、まちづくり推進課のみ
	交付決定（不交付決定）	・交付決定後、工事業者と契約
空家の除却実施		・契約後、速やかに除却実施
実績報告		・除却終了後、速やかに ・原則、交付決定後5か月以内又は 令和8年2月末日
	確定通知	のいずれか早い日までに
補助金請求	補助金振込	

12. 必要書類

申請者 :

(持参者)

交付申請時	
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)	4月以降の日付
<input type="checkbox"/> 証約書(様式第2号)	印鑑証明書添付
<input type="checkbox"/> 確約書(様式第3号)(補助金交付規程第3条第2号に規定する者が申請する場合のみ)	(注) 平面図(間取図)には外形寸法と面積を記載し、面積は、申請書・工事計画書・見積書の延べ床面積と一致すること。
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業に係る消費税仕入税額控除確認書(様式)	
<input type="checkbox"/> 工事計画書(様式第4号)	
<input type="checkbox"/> 補助対象空家等の登記の全部事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳(名寄帳)の写し)又は所有権を証明できる書類	
<input type="checkbox"/> 補助対象空家等の位置図	
<input type="checkbox"/> 補助対象空家等の平面図(間取図)	
<input type="checkbox"/> 申請者の市税完納証明書(全ての市税に係るものに限る。)	
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の施工場所(空家所在地)及び施工内容(内訳)が特定できる見積書の写し	
<input type="checkbox"/> 工事着手前の現況写真(1か月以内の撮影日のあるものに限る。)	
<input type="checkbox"/> 相続家屋の除却は、被相続人と申請者の関係を示す戸籍謄本等	
<input type="checkbox"/> 耐震診断を受けている場合は、耐震診断結果報告書の写し	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	
【確認事項】	
<input type="checkbox"/> 市内業者が補助対象工事の主たる施工業者か	
<input type="checkbox"/> 解体後の土地の利用方法について(更地・住宅など、税に影響)	
<input type="checkbox"/> その他の補助を受けていないか	
【説明事項】	
<input type="checkbox"/> 土地の固定資産税額が変更になる場合あり。詳しくは税務課へ	
<input type="checkbox"/> 除却工事施工業者からまちづくり推進課へ建築物除却届(様式)を提出	
交付申請の変更	
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業費補助金変更申請書(様式第7号)	
<input type="checkbox"/> 変更後の工事計画書(様式第4号)	
<input type="checkbox"/> 変更後の施工場所及び施工内容が特定できる見積書の写し	
申請の取下げ	
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業費補助金交付申請取下届(様式第9号)	
実績報告	
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業費補助金実績報告書(様式第10号)	契約日は、交付決定日以降であること
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書(事業費及び契約日が確認できるもの)の写し	
<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る工事費の領収書及び請求書の写し(工事費の内訳の分かるもの(内訳書・明細書))	
<input type="checkbox"/> 工事完了後の写真(撮影日のあるものに限る。)	契約期間中にマニフェストE票まで完了
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施に伴う廃棄物の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物管理票(E票)の写し	
<input type="checkbox"/> 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)に基づく届出済証(ステッカー)の写し	床面積80m ² 以上の除却工事に限る
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	
補助金の請求	
<input type="checkbox"/> 真庭市空家等除却事業費補助金請求書(様式第12号)	

13. 注意事項

・補助金の交付決定後、速やかに施工業者と契約を締結し、事業に着手すること。

・補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

※原則、補助金交付決定後5か月以内又は令和8年2月末日のいずれか早い日まで。